

綾川町許可第 18 号

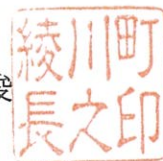
株式会社サンクリーン
代表取締役 三野 理人 様

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

令和 5 年 11 月 22 日

綾川町長 前田 武俊



許 可 番 号	綾川町許可第 18 号
許 可 期 限	令和 5 年 12 月 14 日 から 令和 7 年 12 月 13 日 まで
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (可燃ごみ)
区 域	綾川町全域
その 他 の 条 件	<ol style="list-style-type: none">1. 観音寺市内で収集した廃棄物の収集運搬のみとし、処理については、株式会社富士クリーンが綾川町西分に設置する処分場において処理すること。2. 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車、運搬容器その他運搬施設を有し、運搬すること。3. 他市町等の廃棄物と混載しないこと。4. 運搬車輛に綾川町許可番号を表示すること。5. 収集・搬入の月報を作成し、翌月報告すること。